

TOPICS

「リスクリング」に活用できる厚生労働省の【人材開発支援助成金】

最近、「リスクリング」という言葉を耳にすることが多いと思います。「リスクリング」とは、従業員や個人が、新しい技能や能力を身につけて、現在の職場や市場で必要とされるスキルを獲得することを言います。

厚生労働省には新規事業の立ち上げなどの事業展開等に伴い、新たな分野で必要となる知識及び技能を習得させるための訓練を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成してくれるための「人材開発支援助成金～事業展開等リスクリング支援コース～」という制度があります。

1. 「人材開発支援助成金～事業展開等リスクリング支援コース～」の基本要件

下記の基本要件に該当する「訓練」の経費と受講者の賃金について助成金が支給されます。

- OFF-JT（企業の事業活動と区別して行われる訓練）により実施される訓練であること
- 実訓練時間数が10時間以上であること
- 次の① または ②のいずれかに当てはまる訓練であること
 - ① 事業展開を行うにあたり、新たな分野で必要となる専門的な知識及び技能の習得をさせるための訓練
 - ② 事業展開は行わないが、事業主において企業内のデジタル・デジタルトランスフォーメーション（DX）化やグリーン・カーボンニュートラル化を進める場合にこれに関連する業務に従事させる上で必要となる専門的な知識及び技能の習得をさせるための訓練

2. 助成金の助成率と助成額・支給限度額（中小企業の場合）

- 経費助成（講師への謝金や訓練の受講料等の訓練の経費）： 75%
（支給限度額）
10時間以上100時間未満：30万円／100時間以上200時間未満：40万円／200時間以上：50万円
- 賃金助成（1人1時間当たり）： 960円
（支給限度額）
1,200時間。ただし、専門実践教育訓練については1,600時間

3. 手続きの流れ

- ① 職業能力開発推進者の選任・事業内職業能力開発計画の策定
- ② 訓練開始の1か月前までに「訓練実施計画届」を作成し各都道府県労働局に提出
- ③ 「事業内訓練を実施」または「事業外訓練を受講」
- ④ 訓練終了日の翌日から起算して2か月以内に「支給申請書」を各都道府県労働局に提出

詳しい内容は、厚生労働省または都道府県労働局のホームページをご覧ください。

※「人材開発支援助成金 厚生労働省」で検索

<発行・ご相談・お問い合わせ>

経営革新等認定支援機関

株式会社アシスト

姫路市飾磨区上野田2-1 田中ビル2F

<https://assistclub.pro/>

